

子育て世帯を応援します

児童手当・多子世帯応援給付金

【児童手当】

現況届の提出が原則不要

現況届は、毎年6月1日の児童の養育状況を把握し、6月分以降の児童手当などを引き続き受ける要件を満たしているかどうかを確認するものです。本年度より、児童の養育状況に変更がない場合、現況届の提出は原則不要となりました。ただし、次の①～⑤に該当する人に現況届を送付しますので、提出してください。①離婚協議中で配偶者と別居している②配偶者からの暴力などにより、住民票の住所地が実際の居住地と異なる③支給要件児童の住民票や戸籍がない④法人である未成年後見人、施設・里親の受給者⑤市から提出の案内がある

※右記に該当していて現況届が届いていない場合は子育て支援課へ問い合わせください。

所得上限限度額の新設

所得上限限度額が新設され、児童を養育している人の前年所得が、下表のB欄以上の場合、令和4年6月分から児童手当などが支給されなくなります。該当者には別途通知しますので、ご確認ください。

■支給額…①所得が表A欄未満の場合、児童手当月額15000円または10000円②所得が表A欄以上B欄

未満の場合、特例給付月額5000円
③所得が表B欄以上の場合、支給対象外



■所得制限及び所得上限限度額表

扶養親族の数	(A)所得制限限度額		(B)所得上限限度額【新設】	
	所得額	収入額の目安	所得額	収入額の目安
0人	622万円	833万円	858万円	1,071万円
1人	660万円	875万円	896万円	1,124万円
2人	698万円	917万円	934万円	1,162万円
3人	736万円	960万円	972万円	1,200万円

※「収入額の目安」は、給与収入のみで計算したものです。実際の判定は各種所得控除などの後の所得額で確認します。

【多子世帯応援給付金】

多子世帯支援のため、第3子以降の子どもを養育する保護者に、対象児童1人につき月額10万円を支給します。

■対象…本年度に0歳から満7歳に達する第3子以降と同一世帯に属し、これを監護する保護者であつて、申請時において北上市内に住所を有してから3カ月以上が経過している人

■申請方法…令和5年3月31日(金)までに、申請書類を記入の上、郵送(〒024-0092新穀町一丁目4-1h0

4回目接種が始まります

新型コロナウイルスワクチン接種のお知らせ



重症化予防を目的として、4回目接種を行います。60歳以上の対象者には、順次予診票(接種券一体型)などを送付します。

※令和4年2月に3回目接種をした人には6月中に送付予定です。

■対象…3回目接種から5カ月以上経過した、次のいずれかを満たす人①60歳以上②18歳以上60歳未満で基礎疾患を有する、またはその他重症化リスクが高いと医師が認める

■使用ワクチン…ファイザー社製または武田/モデルナ社製

■予約方法…接種券に同封する案内書のとおり(ただし、②の対象者は市への接種券発行申請が必要)

※3回目を市内で接種した65歳以上の

Kko内)または直接子育て支援課(hokko2階)へ

※申請書類は、市から児童手当を受給している人には、「児童手当現況届のお知らせ通知」に同封します。職場から児童手当を受給している人は市のホームページからダウンロードしてください。

※詳しい支給要件などは、市のホームページをご確認ください。

■問い合わせ…子育て支援課 ☎72-8261

人は、日時・会場を市で指定します。
※1・2回目の接種時に基礎疾患を自己申告した人も再度申請が必要です。
※接種券発行申請の方法など詳細は市のホームページをご確認ください。

3回目接種の検討を

市では6月以降も1・3回目接種を行う体制を整えています。自身と大切な人の健康を守るため、ワクチン接種をご検討ください。

■問い合わせ…健康づくり課新型コロナウイルスワクチン接種プロジェクトチーム ☎72-8340



保護者の所得制限が無くなります

小学校入学前の子ども医療費助成拡充

令和4年8月から小学校入学前の子ども(6歳の誕生日後の3月まで)医療費助成の保護者の所得制限が無くなり、自己負担は全額助成されます。申請が必要な人には、6月中旬に医療費受給

者証の申請書類を送付しますので、必要事項を記入の上、国保年金課まで提出してください。

■問い合わせ…国保年金課 ☎72-8205

地域の道路をエコで明るく

街路灯のLED化や新設に対する補助金

LED街路灯の新設または既設街路灯のLED化を補助します。

■対象…行政区、地域住民の福祉増進を目的とした町内会、自治会その他の住民自治組織

■補助金額…補助対象工事費の4分の3(下表のとおり限度額あり、申請多数の場合は予算の範囲内で補助)

■申し込み…6月13日(月)～7月15日(金)に道路環境課(江釣子庁舎2階)へ
※初めて街路灯を設置する場合は事前

に同課へ連絡してください。
■問い合わせ…道路環境課 ☎72-8205

■補助対象工事と限度額	
補助対象工事	限度額
電柱または電話柱などへのLED灯具の新設	37,500円
専用柱とLED灯具の同時新設	67,500円
既設のLED以外の灯具をLED灯具に交換	37,500円
既設のLED灯具の交換	28,100円
既設の専用柱の交換	28,100円

※20ワット以下の自動点滅器付LED灯具が対象です。

地震に備えてご利用ください 木造住宅の耐震診断・改修助成

木造住宅耐震診断

昭和56年以前に建築された木造住宅の耐震化を促進するため、耐震診断を行います。

■対象…市内にある次の全てを満たす木造住宅①昭和56年5月31日以前着工②平屋建てまたは2階建て③木造軸組工法(枠組壁工法、丸太組工法などでないもの)

■実施戸数…5戸(先着順)

■診断料金…30000円

■申し込み…令和5年1月27日(金)までに都市計画課(江釣子庁舎2階)へ

耐震改修の助成

右記の耐震診断を行った住宅のうち、上部構造評点が1.0未満と診断された住宅で、評点を1.0以上とする耐震改修工事を行う人に助成します。

■対象…次の全てを満たす人①所有者

が固定資産税を滞納していない②令和5年3月31日(金)までに工事の完了が報告できる

■補助金額…耐震改修工事費の5分の4(限度額は100万円)

■実施戸数…1戸(先着順)

■申し込み…令和5年1月27日(金)までに同課へ

※昭和56年6月1日以降に増築した住宅は、耐震診断と改修の助成の対象外となる場合がありますので、ご確認ください。

■問い合わせ…都市計画課 ☎72-8207



耐震診断



耐震改修の助成

地域の道路をエコで明るく

街路灯のLED化や新設に対する補助金

LED街路灯の新設または既設街路灯のLED化を補助します。

■対象…行政区、地域住民の福祉増進を目的とした町内会、自治会その他の住民自治組織

■補助金額…補助対象工事費の4分の3(下表のとおり限度額あり、申請多数の場合は予算の範囲内で補助)

■申し込み…6月13日(月)～7月15日(金)に道路環境課(江釣子庁舎2階)へ
※初めて街路灯を設置する場合は事前

に同課へ連絡してください。
■問い合わせ…道路環境課 ☎72-8205

■補助対象工事と限度額	
補助対象工事	限度額
電柱または電話柱などへのLED灯具の新設	37,500円
専用柱とLED灯具の同時新設	67,500円
既設のLED以外の灯具をLED灯具に交換	37,500円
既設のLED灯具の交換	28,100円
既設の専用柱の交換	28,100円

※20ワット以下の自動点滅器付LED灯具が対象です。

空き家の解体や改修など費用を補助します

空き家活用関連補助金

空き家やその敷地の利活用を進めるため、今年度から新たに整備、取得の費用も補助します。空き家所有者は適切な管理や敷地の利活用に、住宅を探索する人は空き家の取得にご利用ください。補助の要件など、詳細は市のホームページをご覧ください。

■申請方法…工事着工・住宅取得などの前に、交付申請書など必要書類を都市計画課(江釣子庁舎2階)へ

■問い合わせ…都市計画課 ☎72-8207

■補助額や対象など

区分	対象者	対象空き家	限度額
解体	70歳以上で住民税非課税の人	空き家台帳登録物件	解体費の2/3(70万円)
改修	平成31年4月以降に当市に転入した人	空き家バンク登録物件で人口減少地域内	改修費の1/2(100万円)
整備	居住用空き家の所有者	空き家台帳登録物件	整備費の1/2(50万円)
取得	39歳以下の人	空き家バンク登録物件	取得費の1/2(30万円)



新築住宅取得にご活用ください

人口減少地域の住宅取得支援事業補助金



人口減少地域（立花、更木、黒岩、内、稲瀬、和賀、岩崎）内で新築住宅を取得する人に最大200万円の補助金を交付します。

■対象者：次の全てを満たす人①人口減少地域内に独立した新築一戸建て住宅を自ら居住するために取得する②世帯全員が市税を滞納していない

■対象住宅：次の全てを満たす住宅①令和4年4月1日（ただし、人口減少地域の地域拠点内の場合は令和2年5月1日以降）以降に建築確認申請が受

理された②居住部分の延べ床面積が75㎡以上で、独立した新築一戸建て住宅（併用住宅も可）である

■実施戸数：予算に達するまで

※地域拠点の位置、手続きの詳細は、市のホームページをご覧になるか、都市計画課（江釣子庁舎2階）に問い合わせください。

■問い合わせ：都市計画課 ☎72-8277

■補助内容と補助金額（次の合計額を支給）

補助内容	人口減少地域	人口減少地域の地域拠点内
新築住宅補助金	50万円	100万円
空き家解体加算金	35万円	70万円
子育て世帯加算金	15万円	30万円



珈琲 ブレイク

No.122

北上市長

高橋敏考

「土俵」を替える

「問題解決ファシリテーター」という書籍がある。これは、私たちの身近な問題を話し合いで解決に結びつける役で、裁判所の調停委員などもそれに該当すると思っている。

調停委員は一般市民から選ばれ、離婚問題や多重債務、敷地境界問題などで当事者の間に立って問題解決を促す役目で、私も市長職の前に十数年間、調停委員を経験している。法律だけでは問題解決に長い時間を要す上、たとえ決着が付いたとしてもお互いに何の得にもならないという場合があるので、調停委員制度を活用した日本独自の問題解決方法は大変優れたものだと思っている。

さて、私はこれまでさまざまな問題に直面してきたが、その全てに調停委員の経験が生きたと実感している。それは「土俵」を替えることである。例えば、過去の夏油高原スキー場の運営者撤退問題では、スキー場の存在価値を見える化すると同時に、いくつかの解決手法を提示してどの方法がお得で魅力的か、市民と共に考える機会、つまり新たな「土俵」を作った。第三セクターに関する問題では、設置目的の推移や市の投資に見合うまちづくり効果があったかなどを、専門家の外部評価により分かりやすい情報に変換し、市民に提示した。これも新たな「土俵」と言えるだろう。固定資産税家屋評価方法の是正問題では、行政と議会の議論が噛み合わなかったことから、解決に係る根拠が不足していると判断し、当市の特色である行政マネジメントシステムにのっとり事案を整理してきた。この行政マネジメントシステムという全く別の「土俵」を選んだのも、調停経験によるものである。

これらに共通して言えることは、近視眼的に物事を見ているだけでは数多くある解決手段を見逃してしまうということではないだろうか。皆さんの身の回りにも多くの問題があるはずである。そんな時にぜひ思い起こしていただきたい。「土俵」を替えることも一つの解決手段かもしれないことを。

民間賃貸住宅を借り上げます

民間賃貸住宅を市が借り上げて市営住宅として転貸するため対象となる賃貸住宅を募集します。詳細は市のホームページをご覧ください。

借上型市営住宅の事業計画の募集

■申し込み：6月30日(木)までに申請書など必要書類を都市計画課(江釣子庁舎2階)へ

■問い合わせ：都市計画課 ☎72-8278



公共交通をぜひご利用ください

高齢者公共交通利用助成券の交付

70歳以上の人にバス・タクシーで利用できる高齢者公共交通利用助成券(利用期間7月1日～令和5年6月30日)を6月下旬に送付します。公共交通機関を使ってお出掛けください。

■対象：市内に住所があり、令和4年4月1日現在で満70歳以上の人

■問い合わせ：都市再生推進課 ☎72-8312

おでかけ券と免許返納サポート券の申請・交付の終了

高齢者公共交通利用助成券の交付に伴い、これまで長寿介護課で交付していたおでかけ券(高齢者バス等運賃助成券)と地域づくり課で交付していた免許返納サポート券の申請・交付は3月末で終了しました。ただし、交付したおでかけ券は6月30日(木)まで、免許返納サポート券は令和5年3月31日(金)まで使用することができます。

助成券の種類

助成券の種類	助成額
バス・タクシー共通助成券	4,000円 (100円×40枚)
バス専用助成券	2,000円 (100円×20枚)

助成券を使用できる公共交通機関

公共交通の区分	路線など
バス	・市内で発着する路線バス(高速バスを除く) ・コミュニティバス(おに丸号)
タクシー	・北上地区のタクシー ・予約型乗合タクシー(稲瀬地区、相去地区、藤根地区、岩崎地区、和賀地区) ・口内地区交通空白地有償運送

おかあさんへの気持ち書いてみませんか?

「おかあさんの詩」全国コンクール

詩人サトウハチローの功績をたたえ、全国から「おかあさん」をテーマとした詩を募集するコンクールを開催します。

■応募作品：コンクールのために自作した詩(1人2編以内)

※おかあさん代わりの家族や動物のおかあさんなどをテーマにして創作したのも応募できます。

■応募資格：20歳以下の人(平成14年4月2日以降生まれ)

■申し込み：9月9日(金)までに次のいずれか



タクシー料金の一部を助成します

福祉タクシー助成券の交付

6月～令和5年5月分の福祉タクシー助成券を交付します。

■対象：市内に住所がある次のいずれかを満たす人①身体障害者手帳1級②身体障害者手帳2級で障がい内容が視覚、体幹、下肢のいずれか③療育手帳A④精神保健福祉手帳(障害者手帳)1級⑤65歳以上で①～④と同程度の障がいと認められる

※施設入所者や自動車税、軽自動車税の減免を受けている人は対象外です。

■助成内容：1カ月あたり2枚(申請月から令和5年5月までの月数分を交

れかで同コンクール実行委員会(生涯学習文化課内)へ①B4判400字詰原稿用紙2枚以内に縦書きし、応募票を添付の上、郵送または持参②ホームページの応募フォームに必要事項を入力

【郵送先】〒024-0061北上駅前郵便局留め置き「おかあさんの詩」係

【持参先】生涯学習センター(大通り1丁目3-1)おでんせプラザぐらうが3階

■問い合わせ：同コンクール実行委員会(生涯学習文化課内) ☎72-8304

付。1枚当たり小型車300円、リフト付き大型車400円の運賃が割引)

※有効期限が令和4年5月31日の助成券を使い切った人には、12枚を追加交付します。使用済みの券をご持参ください。

■申し込み：6月1日(水)から令和5年5月31日(木)までに障がい福祉課または江釣子・和賀民生係へ

※身体障害者手帳、療育手帳、障害者手帳をご持参ください。

■問い合わせ：障がい福祉課 ☎72-8216

市の動き

市立笠松小学校落成式

4月23日

市立笠松小学校の落成式は新校舎で行われ、児童や施工業者、学校関係者ら出席者約100人が完成を祝いました。

式の中で同校の瀧野澤公美校長は「子どもたちは新しい校舎を見て歓声を上げた。充実した環境で活発に活動できる。保護者や地域の皆さんと共に新しい歴史と伝統を作るべく努力したい」と、感謝と決意を述べました。

木造2階建ての新校舎は旧賢川目運動場の跡地に建築され、屋内運動場やプール、少年野球2面分のグラウンドが併設されています。



県外の災害復旧に向け初の職員派遣

5月9日

令和4年3月16日に発生した福島県沖地震の災害復旧業務にあたる市職員を派遣する辞令交付式は、市本庁舎で行われました。

災害復旧のために市職員を県外へ派遣するのは今回が初。10月31日までのおよそ半年間、地震被害に遭った道路などを復旧させる災害査定業務に従事します。

辞令を受けた鎌田伸財政課長補佐は「1日でも早く、1カ所でも多くの道路が復旧するよう取り組みたい」と意気込みを話しました。



待ち時間の少ないコンビニ交付もおすすめです 令和4年度(3年分)課税所得証明書



6月9日(木)から令和4年度(3年分)課税所得証明書を交付します。本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)を提示してください。本人、同一世帯の親族以外が申請する場合は、本人からの委任状が必要です。なお、市県民税の申告が必要な人でまだ申告が済んでいない人は、交付できない場合があります。

■手数料：1通350円
コンビニでの交付

マイナンバーカードをお持ちの人はコンビニのマルチコピー機で取得できます(申請時点での最新年度分のみ)。※令和3年度(2年分)は、6月7日(火)まで発行できます。

■手数料：1通300円

■利用時間：6時30分～23時(12月29日～1月3日を除く)

■問い合わせ：(課税所得証明書の郵送・窓口請求について)市県民課 ☎72-8210(コンビニ交付について)都市プロモーション課 ☎72-8325

苗木の購入費用を補助します

みどりのまちづくり補助金



住宅や事業所の敷地内に樹木を新しく植える人に対し苗木代を補助します。※購入前に申請が必要ですので、ご注意ください。

79 ■問い合わせ：都市計画課 ☎72-82

■対象：次の全てを満たす人①みどりの推進地区内の住宅や事業所である②隣接する道路から6m以内の敷地に高木・中木の場合は1本以上、低木の場合は4本以上植える③3月末までに植栽が完了し請求ができる

■樹木1本あたりの補助限度額

植栽する樹木	補助限度額
高木 (高さ3メートル以上)	16,000円
中木 (高さ2メートル以上3メートル未満)	8,500円
中木 (高さ1.5メートル以上2メートル未満)	3,500円
低木 (高さ1メートル以上1.5メートル未満)	2,000円
低木 (高さ0.3メートル以上1メートル未満)	1,000円

賃貸共同住宅などをリフォームしませんか 賃貸共同住宅等リフォーム補助金



既存建築物を有効活用した良質な賃貸共同住宅などの供給拡大のため、賃貸共同住宅や長屋などをリフォームする人に、補助金を交付します。

■対象：次の全てを満たす人①対象住宅を所有する②市税を滞納していない

■対象住宅：次の全てを満たす住宅①市内に存する建築物である②新築に係る検査済証が交付された日から20年以上が経過している③用途が居住を目的とする賃貸用共同住宅または長屋、社員寮、学生寮、下宿

■対象工事：次の全てを満たす工事①

対象住宅の機能維持または機能向上②市内に本店を有する業者による施工である③補助金の交付決定後に着手し、令和5年3月10日(金)までに完了報告ができる④対象住宅の半数以上の住戸をリフォームする

■補助金額：対象工事の2分の1(1000円未満切り捨て)とし、次の区分に定める金額①住戸部分の工事の補助金額1戸当たり50万円②共用部分の工事の補助金額1戸当たり20万円

※年間交付限度額は住戸部分の工事が500万円、共用部分の工事が200万円です。

万円です。

※全戸をリフォームし、「北上市借上型市営住宅基準」に適合する場合は、住戸部分の工事の補助金額に20万円加算します。

■実施戸数：予算に達するまで

※詳しい手続きなどは、市のホームページをご覧ください。詳しくは、都市計画課(江釣子庁舎2階)にお問い合わせください。

■問い合わせ：都市計画課 ☎72-82277



電力契約の訪問販売トラブルに注意

Q 電力事業者から、「電気代が安くなるので検針票を見せてほしい」と言われました。見せていいのでしょうか？

A 事実と異なる説明をして電力の契約を迫る事業者についての相談が寄せられています。中には、検針票を見ただけで意図せず契約先の電力会社に変更されていた事案もあります。

訪問してきた事業者に、「大手電力会社の委託を受けている」と言われたら、会社の情報や訪問の目的を必ず確認するようにしましょう。また、「アパート全体で契約先の電力会社が切り替わる」と言われたらアパート管理会社に確認してください。電気代が安くなると思ってすぐに契約するのではなく、契約プランを確認し、必ず比較するようにしましょう。検針票は「すぐに見せない、教えない」という対応を徹底しましょう。

訪問販売で意図しない契約をした場合、速やかにクーリング・オフを書面で申し込んでください。

商品・契約トラブル、多重債務など
消費生活に関する相談は

北上市消費生活センター
ナーニ ハニワサン
☎ 72-8203



北上市消費生活センター
ハニワサン
マスコット 8203

安心の松村 おまちしております

補聴器体験

最新補聴器
試聴できます

正しいメガネ・補聴器で明るい生活
メガネの松村

マツムラ
松村 補聴器サロン

